

# 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る減免の提出書類一覧

申請の際は、下記「共通の提出書類」と、①～③の該当項目の書類を添付のうえ、提出してください。

## ● 共通の提出書類

国民健康保険料 減免申請書

本人確認書類の写し

(1点でよいもの：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)  
(2点必要なもの：国民健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証等)

還付方法届出書

※納付方法が口座振替の方、過去に国民健康保険料の還付先口座を登録されたことがある方は、提出不要です。  
※なお、保険料の還付が発生した際に、速やかにお返しできるように提出をお願いしておりますが、保険料の還付が発生しない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## ① 世帯主または世帯員が死亡、または重篤な傷病を負った場合

死亡診断書、医師の診断書、その他これらに類する書類の写し

(新型コロナウイルス感染症により、死亡または1か月以上の治療を有する傷病であることが確認できる書類)

## ② 世帯主または世帯員の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入が減少した場合

収入等申告書

収入が減少した方の令和3年中の収入の確定額がわかる書類の写し

(「源泉徴収票」または「確定申告書」等、その他これに類する書類)  
※上記が提出困難な場合は、「給与明細書」や「帳簿」など収入の確定額がわかる書類

※ 令和2年中の収入がわかる書類の写し (確定申告書 等)

北見市の公簿等において、令和2年中の収入が確認できない場合に提出していただきます。  
(申請受付後、電話等により連絡いたします。)

※ 国や道などから支給された各種給付金額がわかる書類の写し

給付金が支給されている場合に提出していただきます。

## ③ 世帯主または世帯員が事業を廃止、または失業した場合

収入等申告書

事業を廃止、または失業された方の令和3年中の収入の確定額がわかる書類の写し

(「源泉徴収票」または「確定申告書」等、その他これに類する書類)  
※上記が提出困難な場合は、「給与明細書」や「帳簿」など収入の確定額がわかる書類

事業廃止届出書、その他これに類する書類の写し (事業を廃止した場合)

退職証明書、その他これに類する書類の写し (失業の場合)

※ 令和2年中の収入がわかる書類の写し (確定申告書 等)

北見市の公簿等において、令和2年中の収入が確認できない場合に提出していただきます。  
(申請受付後、電話等により連絡いたします。)

※ 国や道などから支給された各種給付金額がわかる書類の写し

給付金が支給されている場合に提出していただきます。

〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所1階

保健福祉部 国保医療課 国保料係 行

申請書類を送付する際は、  
こちらを切り取って封筒に  
貼って、お使いください。